

令和4年度清川村青少年問題協議会委員会議
清川村いじめ問題対策連絡協議会次第

日 時 令和5年3月27日(月)

午後2時00分から

場 所 生涯学習センターせせらぎ館3階
「研修室」

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項 清川村のいじめ等の現状について

4 情報交換

(1) 各委員からの情報提供

(2) その他

5 閉 会

清川村青少年問題協議会委員 清川村いじめ問題対策連絡協議会

任 期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

No.	氏 名	役 職	備 考
1	岩 澤 吉 美	清 川 村 長	
2	細 野 賢 一	村 議 会 議 員	
3	橋 本 直 人	教 育 委 員 会 委 員	令和5年3月25日から (加藤しのぶ委員の残任期間)
4	山 口 理 恵	主 任 児 童 委 員	
5	岩 澤 正 信	青 少 年 指 導 員 会 長	
6	岩 澤 栄 一	保 護 司	
7	山 中 隆	宮ヶ瀬小学校長	
8	渡 部 誠	厚 木 警 察 署 生 活 安 全 第 一 課 長	令和5年3月1日から (酒寄正明委員の残任期間)
9	門 倉 一 弥	厚 木 児 童 相 談 所 子 ども 支 援 第 一 課 長	令和4年4月1日から (新納拓爾委員の残任期間)

令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要1 (公立学校分)

資料1

■ 主な調査結果の前年度比較

項目 (調査対象)	令和3年度	令和2年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	8,435件	8,032件	403件 増加
いじめの認知件数 (公立小・中・高・特別支援学校)	30,835件	23,061件	7,774件 増加
いじめの解消率			
令和4年3月31日現在の状況	74.6%	70.5%	4.1ポイント 増
令和4年7月20日現在の状況【県独自】	93.9%	92.1%	1.8ポイント 増
公立小・中学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	29,023人	20,582人	8,441人 増加
うち小・中学校不登校児童・生徒数	16,656人	14,267人	2,389人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	5,143人	2,056人	3,087人 増加
公立高等学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	7,788人	8,427人	639人 減少
うち高等学校不登校生徒数	2,903人	2,417人	486人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	728人	2,054人	1,326人 減少
中途退学者数 (公立高等学校)	1,879人	1,833人	46人 増加

* 「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」及び文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立学校の状況をまとめたもの

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

I 暴力行為について (公立小・中・高等学校)	1
II いじめについて (公立小・中・高・特別支援学校)	3
III 長期欠席・不登校について (公立小・中学校)	5
IV 長期欠席・不登校について (公立高等学校)	8
V 中途退学者について (公立高等学校)	8
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	9
VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況 (公立小・中学校)	12
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況 (公立小・中・高等学校)	14
2 いじめの状況 (公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教委)	15
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況 (公立小・中学校)	17
4 長期欠席・不登校生徒の状況 (公立高等学校)	20
5 中途退学者等の状況 (公立高等学校)	21
6 自殺の状況 (公立小・中・高等学校)	21
7 出席停止の状況 (公立小・中学校)	22
8 教育相談の状況 (県・市町村教育委員会)	22
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	23

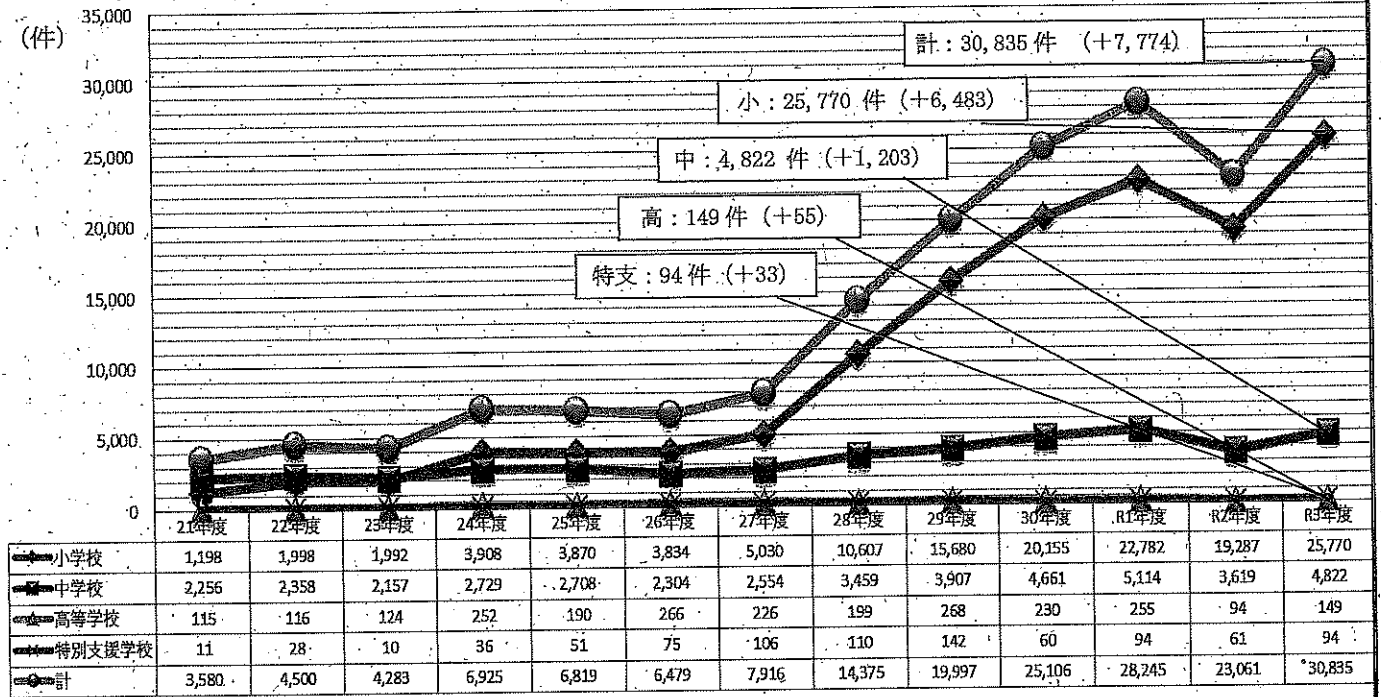
令和4年10月
神奈川県教育委員会

II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

*いじめの定義等は
10ページに記載しています。

いじめの認知件数は、全ての学校種で増加しました

いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



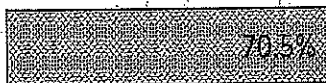
令和3年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度より7,774件増加し、30,835件でした。全ての学校種において認知件数が増加しました。

解消に向けた継続的・組織的な指導・支援、見守りが重要です 【県独自項目】

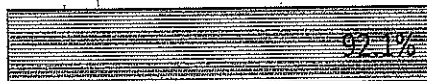
【いじめの解消率（小・中・高・特支）】

【令和2年度】

令和3年3月31日時点

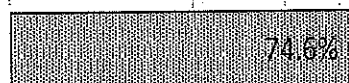


令和3年7月20日時点

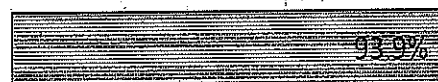


【令和3年度】

令和4年3月31日時点



令和4年7月20日時点



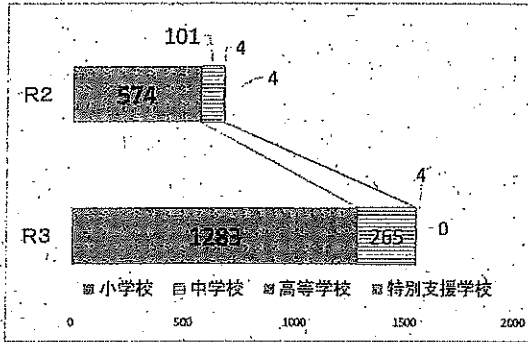
いじめの「解消率」は、年度末時点での調査に加え、本県では独自に、次年度の7月20日前後（夏季休業前）時点での調査を設けています。令和3年度の「解消率」は、令和2年度と比較して、どちらの時点においても上昇しています。

学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。

学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

すべての児童・生徒にとって、より相談しやすい環境を充実させる必要があります

【いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」件数(件)】

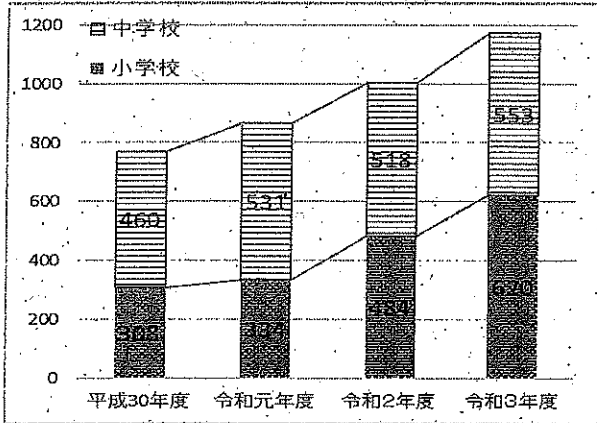


いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」件数は、令和2年度に比べ、小学校が2.2倍(574→1283)、中学校が2.6倍(101→265)の増加となっています。

児童・生徒にとって、自らSOSを発することは難しく、またいじめは周囲からは見えづらいものであることを踏まえ、学校では児童・生徒がより気軽に相談しやすい環境を整えていく必要があります。そのため、教員に加えスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談の専門家や、電話やSNS相談など、多様な相談窓口を充実させ、日ごろから周知徹底を図っていく必要があります。

学校と家庭の連携・協力による早期発見、早期対応が必要です

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数(件)】

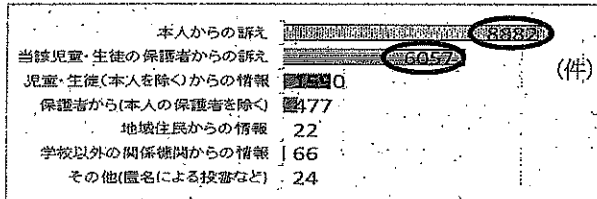


いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、平成30年度から令和3年度にかけて、小学校は2.0倍(308→620)、中学校は1.2倍(460→553)となっています。

いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見、早期対応に努めることが必要です。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育やICT機器を活用する際のスキル等の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要です。

児童・生徒がいじめを自分たちの問題としてとらえる指導が大切です

【学校の教職員等以外からの情報により発見(小・中・高・特)】



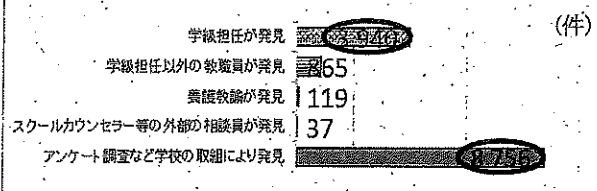
いじめの発見のきっかけとして、「本人からの訴え」、「アンケート調査など学校の取組により発見」、「当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え」、「学級担任が発見」の順に件数が多い状況です。

学校では、日常的な児童・生徒への声かけや観察、家庭との連携、定期的な面談やアンケート調査などを行い、児童・生徒の小さな変化やSOSを見逃すことのないよう、いじめの早期発見に努めていくことが重要です。

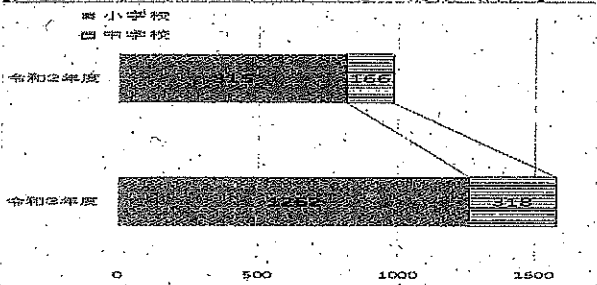
また、いじめの発見のきっかけとして、「児童・生徒(本人を除く)からの情報」の件数が令和2年度に比べ、小学校で1.5倍(815→1262)中学校で1.9倍(166→318)となっています。

学校では、児童・生徒自身がいじめを行わないことはもちろん、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの問題として捉え、話し合うといった取組を引き続き行っていくことが大切です。

【学校の教職員等が発見(小・中・高・特)】



【児童・生徒(本人を除く)からの情報(件)】



○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P.16に記載

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席・地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生日数【地域別】（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和3年度				令和2年度				令和3年度、2年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,112	898	5,010	19.6	4,113	732	4,845	18.9	▲1	166	165	0.7
川崎市	194	147	341	3.3	129	150	279	2.7	65	▲3	62	0.6
相模原市	185	138	323	6.3	329	106	435	8.5	▲144	32	▲112	▲2.2
横須賀市	136	66	202	7.7	309	104	413	15.6	▲173	▲38	▲211	▲7.9
湘南三浦	523	200	723	9.4	451	211	662	8.6	72	▲11	61	0.8
県央	616	245	861	13.5	421	202	623	9.7	195	43	238	3.8
中	198	100	298	7.2	205	99	304	7.3	▲7	1	▲6	▲0.1
県西	260	159	419	18.4	97	104	201	8.7	163	55	218	9.7
神奈川県	6,224	1,953	8,177	12.7	6,054	1,708	7,762	12.1	170	245	415	0.6

2 いじめの認知件数【地域別】（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和3年度				令和2年度				令和3年度、2年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	6,168	1,388	7,556	29.5	4,527	1,001	5,528	21.6	1,641	387	2,028	7.9
川崎市	4,506	275	4,781	45.9	3,688	260	3,948	38.0	818	15	833	7.9
相模原市	862	284	1,146	22.4	903	211	1,114	21.6	▲41	73	32	0.8
横須賀市	1,069	110	1,179	45.1	630	116	746	28.1	439	▲6	433	17.0
湘南三浦	2,471	793	3,264	42.5	1,679	374	2,053	26.8	792	419	1,211	15.7
県央	3,560	496	4,056	63.5	2,465	355	2,820	44.0	1,095	141	1,236	19.5
中	5,393	838	6,231	150.8	4,253	720	4,973	119.0	1,140	118	1,258	31.8
県西	1,741	636	2,377	104.5	1,142	582	1,724	74.6	599	54	653	29.9
神奈川県	25,770	4,820	30,590	47.7	19,287	3,619	22,906	35.6	6,483	1,201	7,684	12.1

- 今回、小・中学校ともに暴力行為の件数が増加したが、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数は減少した。

暴力行為を起こしてしまう児童・生徒は、自分の心の不安やストレスをうまく言葉に表せず、暴力行為へおよんでしまう傾向がある。

また、攻撃的な行動の背景には、家族関係の中にあるストレスや葛藤など、その子どもが置かれた環境に係る要因も考えられる。

こうした心理的な課題や生活環境の課題等に対し、学校では心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP.7～13）

ア いじめの認知件数は 30,835件（前年度より 7,774件 増加）

イ 校種別内訳

小学校	25,770件	増加	(前年度より 6,483件 増加)
中学校	4,822件	増加	(前年度より 1,203件 増加)
高等学校	149件	増加	(前年度より 55件 増加)
特別支援学校	94件	増加	(前年度より 33件 増加)

ウ いじめ認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した件数 (前年度)	53件 (40件)	49件 (44件)	4件 (4件)	2件 (2件)
警察に相談・通報した割合 (前年度)	0.2% (0.2%)	1.0% (1.2%)	2.7% (4.3%)	2.1% (3.3%)

エ いじめの現在の状況<解消しているものの割合>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和4年3月31日現在の状況 (前年度)	74.9% (70.5%)	72.6% (70.5%)	87.2% (73.4%)	87.2% (63.9%)
令和4年7月20日現在の状況【県独自項目】 (前年度)	94.7% (92.5%)	89.6% (90.1%)	91.3% (89.4%)	97.9% (68.9%)

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（小・中・高等学校）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件数 (前年度比)	4,200 (+870)	4,704 (+1367)	4,740 (+1549)	4,296 (+695)	4,263 (+1019)	3,567 (+983)	2,397 (+556)	1,573 (+402)	852 (+245)
学年	高1	高2	高3・4						
件数 (前年度比)	77 (+27)	36 (+6)	36 (+22)						

(特別支援学校)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件数 (前年度比)	1 (+1)	1 (+1)	3 (+2)	3 (+2)	0 (-2)	0 (±0)	2 (±0)	2 (+1)	3 (+1)
学年	高1	高2	高3						
件数 (前年度比)	49 (+33)	12 (-5)	18 (-1)						

- カ いじめの態様（上位3項目） （小・中・高・特別支援学校）
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 16,223件 (52.6%)
 - ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 6,490件 (21.0%)
 - ③ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 3,300件 (10.7%)

- キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目） （小・中・高・特別支援学校）
- ① いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した 1,486校 (99.4%)
 - ② 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った 1,453校 (97.2%)
 - ③ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った 1,416校 (94.7%)

- ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（上位3項目） 小・中・高・特別支援学校
- ① アンケート調査の実施 1,486校 (99.4%)
 - ② 個別面談の実施 1,170校 (78.3%)
 - ③ 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常的に行われている日記等 546校 (36.5%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発件校数 (前年度)	5校 (7校)	3校 (5校)	0校 (0校)	0校 (0校)	8校 (12校)
重大事態発件数 (前年度)	5件 (8件)	3件 (6件)	0件 (0件)	0件 (0件)	8件 (14件)
うち、第28条第1項第1号 (前年度)	3件 (2件)	1件 (1件)	0件 (0件)	0件 (0件)	4件 (3件)
うち、第28条第1項第2号 (前年度)	3件 (7件)	2件 (6件)	0件 (0件)	0件 (0件)	5件 (13件)

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

(2) 調査結果の捉え

- 小・中・高・特別支援学校、全ての学校種でいじめの認知件数が、前年度に比べて増加した。
- いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。
- 暴力行為と同様に、コミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが、身に付いていない傾向があることも増加の一因と考えられる。

○ 「いじめの現在の状況」で「解消しているものの割合」が令和3年度末時点で74.6%、令和4年7月20日（夏季休業前）時点で93.9%となっており、いずれも前年度に比べ上昇している。学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

○ いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」児童・生徒の人数は、令和2年度に比べ、小・中学校ともに増加している。

児童・生徒にとって、自らSOSを発することは難しく、またいじめは周囲から見えづらいものであることを踏まえ、学校では、児童・生徒がより気軽に相談しやすい環境を整えていく必要がある。そのため、教員に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談の専門家や、電話やSNS相談など、多様な相談窓口を充実させ、日ごろから周知徹底を図っていく必要がある。

○ いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数については、小・中学校における増加が見られる。

いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見・早期対応に努めることが必要である。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラルやICT機器を活用する際のスキルの指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要である。

○ いじめの発見のきっかけとして、「本人からの訴え」、「アンケート調査など学校の取組により発見」、「当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え」、「学級担任が発見」の順に件数が多い状況である。

学校では、日常的な児童・生徒への声かけや観察、家庭との連携、定期的な面談やアンケート調査等を行い、児童・生徒の小さな変化やSOSを見逃すことのないよう、いじめの早期発見に努めていくことが重要である。

また、いじめの発見のきっかけとして、「児童・生徒(本人を除く)からの情報」が、前年度調査に比べ増加している。学校では、児童・生徒自身がいじめを行わないことはもちろん、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの課題として捉え、話し合うといった取組を引き続き行っていくことが大切である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは 資料2 のP.14~22）

ア 長期欠席児童・生徒数は 29,023人（前年度より 8,441人 増加）、
出現率は 4.52%（前年度より 1.33ポイント 上昇）

小学校	長期欠席児童数	14,981人	(前年度より 5,684人 増加)
	出現率	3.40%	(前年度より 1.31ポイント 上昇)
中学校	長期欠席生徒数	14,042人	(前年度より 2,757人 増加)
	出現率	6.94%	(前年度より 1.31ポイント 上昇)

イ 理由別長期欠席者

① 病気は 3,346人（前年度より 862人 増）、
出現率は 0.52%（前年度より 0.13ポイント 上昇）

小学校	児童数	1,703人	(前年度より 355人 増加)
	出現率	0.39%	(前年度より 0.09ポイント 上昇)
中学校	生徒数	1,643人	(前年度より 507人 増加)
	出現率	0.81%	(前年度より 0.24ポイント 上昇)

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川元気な学校ネットワークの推進 (H23～)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

学びをつくる(魅力ある学校づくり)

■魅力ある学校づくり調査研究事業 (R元～)

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業 (H19～)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業 (H27～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法を検証する。

■小学校高学年教科担任制推進事業 (R4～)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

■教育相談コーディネーターの養成・配置 (H16～)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置する。

学びを支える(関係機関との連携)

■県学校・フリースクール等連携協議会 (H18～)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

■相談窓口の開設 (H6～)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■SNSを活用したいじめ相談 (H30～)

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施。令和2年度から県内全ての中高生を対象に、通年(5月～3月)で実施している。

■スクールカウンセラー活用事業 (H7～)

(R4) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応
高 校：全高等学校及び中等教育学校に96人のSCで対応。

スクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置(H27～)…SCの相談業務の支援等

■スクールソーシャルワーカー活用事業 (H21～)

(R4) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

社会とつながる(家庭・地域との協働)

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」(H23～)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催している。





■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進 (H29～)




保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。




「いのち」の授業の推進 (H24～)








「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われているいのちを大切にすることをはぐくむ様々な実践<道徳や各教科等の時間、防災教育、食育の指導、外部講師の招聘、福祉や農業などのボランティア活動等>を「いのちの授業」として収集、ホームページにて公開。






【参考】


<p>児童・生徒指導全般に関する資料</p>	
<p>「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html</p>	
<p>＜作成の趣旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増えています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。 ○ そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。 <p>＜コンセプト＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。 ○ 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。 ○ 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。 	
<p>「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html</p>	
<p>「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 平成4年2月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html</p>	
<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和3年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和3年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf</p>	




<p>「インクルーシブな学校づくり Ver. 3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%96%E3%81%AA%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8AVer.3.0.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h27/pdf/27005%E3%82%B3%E3%83%9F%E3%83%A5%E3%83%8B%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成26年4月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai-leaf.pdf</p>	




<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和3年9月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r309kaitei.pdf</p>	
<p>「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」 神奈川県教育委員会 令和3年11月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf</p>	



<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoubousi24/futoukoubousi24-01.pdf</p>	
<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年2月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/863565.pdf</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	
<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	




<p>「かながわ いのちの授業 指導資料」 神奈川県教育委員会 令和3年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11791/inochishidoushiryou.pdf</p>	
<p>「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の取組」教員用指導リーフレット 神奈川県教育委員会 令和3年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12393/boukansya.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E9%81%93%E5%BE%B3%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%BC%89.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E3%81%AE%E3%81%AA%E3%81%84%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf</p>	

<p>関係機関との連携等に関する資料</p>	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 平成28年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf</p>	

<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf</p>	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf</p>	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和3年10月版</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html</p>	

<p>教育相談・学習支援等に関する資料</p>	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年6月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/manabi/hikkeikanagawa.html</p>	
<p>「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年7月改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf</p>	
<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01008%E5%AE%9F%E6%84%9F%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%92%E3%82%88%E3%81%86%EF%BC%81%E4%BB%8A%E3%80%81%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%A%D%E6%94%B9%E5%96%84Ver2.pdf</p>	

<p>「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」 神奈川県立総合教育センター 平成30年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E4%B8%80%E8%B2%AB.pdf</p>	
<p>「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ チーム学校が、パワーになる！」 神奈川県立総合教育センター 平成29年7月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.pdf</p>	

<p>自殺等に関する資料</p>	
<p>「児童・生徒の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」（改訂版） 神奈川県教育委員会 令和4年3月改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/</p>	
<p>「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 文部科学省 平成22年3月</p>	
<p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf</p>	
<p>「＜小学校＞自らのいのちを守るために ～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007%E3%81%84%E3%81%AE%E3%81%A1%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B.pdf</p>	

体罰防止に関する資料

「体罰防止ガイドライン」
神奈川県教育委員会 平成25年7月



<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/201307.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策に関する資料

「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための
手引き（幼稚園、小・中学校等）」
神奈川県教育委員会 令和3年4月



http://www.pref.kanagawa.jp/documents/74955/corona_tebiki.pdf

「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）」
神奈川県教育委員会 令和2年5月



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62690/bessi3.pdf>

令和2年度児童相談所虐待相談受付件数の内訳
(政令指定都市・児童相談所設置市を除く)

(比率は、小数点以下第2位を四捨五入した小数点以下第1位までを表記しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。)

1 児童相談所別件数

(件)

中央	平塚	鎌倉三浦地域	小田原	厚木	計
2,012	1,065	501	817	1,836	6,231

2 内容別件数の年次推移(5年間)

- 引き続き心理的虐待が最も多く、全体の半数を上回っています。

(件)

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待	性的虐待	計
28年度	786	854	1,842	32	3,514
29年度	895	919	2,354	22	4,190
30年度	1,056	1,046	3,211	35	5,348
元年度	1,248	1,219	4,192	45	6,704
2年度	1,128 (18.1%)	1,100 (17.7%)	3,966 (63.6%)	37 (0.6%)	6,231 (100.0%)

3 対象年齢別件数の年次推移(5年間)

- 乳幼児が、合計2,595件で、全体の半数近く(41.6%)を占めています。

(件)

	乳児 (0才児)	幼児	小学生	中学生	中学卒業 以上	計
28年度	259	1,279	1,193	503	280	3,514
29年度	301	1,545	1,410	588	346	4,190
30年度	426	1,844	1,832	781	465	5,348
元年度	440	2,316	2,380	974	594	6,704
2年度	457 (7.3%)	2,138 (34.3%)	2,094 (33.6%)	988 (15.9%)	554 (8.9%)	6,231 (100.0%)

4 経路別件数の年次推移(5年間)

- ・ 引き続き警察からの通告が最も多く、全体の半数近く(42.4%)を占めています。

(件)

	家族 親戚	近隣 知人	子ども 本人	福祉事務所 町村役場	児童委員	保健機関	医療機関
28年度	536	597	24	269	16	10	70
29年度	575	627	31	272	6	12	87
30年度	633	828	45	334	13	35	106
元年度	804	964	60	408	7	12	112
2年度	915 (14.7%)	816 (13.1%)	102 (1.6%)	373 (6.0%)	12 (0.2%)	30 (0.5%)	125 (2.0%)

児童福祉 施設	認定 こども園	警察	学校等	他の児童 相談所	その他	計
37	5	1,405	284	191	70	3,514
67	0	1,774	424	254	61	4,190
57	3	2,400	559	258	77	5,348
87	2	3,032	681	430	105	6,704
71 (1.1%)	6 (0.1%)	2,643 (42.4%)	676 (10.8%)	375 (6.0%)	87 (1.4%)	6,231 (100%)

<参考1>

県所管市町村児童家庭相談窓口の虐待相談受付件数(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)

(件)

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待	性的虐待	計
元年度	645	916	1,045	30	2,636
2年度	691 (22.9%)	1,058 (35.1%)	1,258 (41.7%)	10 (0.3%)	3,017 (100%)

<参考2>

5縣市別虐待相談受付件数

(件)

	県所管	横浜市 (※)	川崎市	相模原市	横須賀市
元年度	6,704	7,051	3,368	1,502	762
2年度	6,231	8,853	3,733	1,596	636

※横浜市は、虐待相談対応件数。

令和3年度児童相談所虐待相談受付件数の内訳
(政令指定都市・児童相談所設置市を除く)

(比率は、小数点以下第2位を四捨五入した小数点以下第1位までを表記しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。)

1 児童相談所別件数

- 令和3年度より大和綾瀬地域児童相談所が開設され、中央児童相談所から大和市が、厚木児童相談所から綾瀬市が、大和綾瀬地域児童相談所に所管替えになった。

(件)

中央	平塚	鎌倉三浦地域	小田原	厚木	大和綾瀬地域	計
1,648	1,184	521	798	1,669	922	6,742

2 内容別件数の年次推移(5年間)

- 引き続き心理的虐待が最も多く、全体の半数を上回っています。

(件)

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待	性的虐待	計
29年度	895	919	2,354	22	4,190
30年度	1,056	1,046	3,211	35	5,348
元年度	1,248	1,219	4,192	45	6,704
2年度	1,128	1,100	3,966	37	6,231
3年度	1,200 (17.8%)	1,198 (17.8%)	4,292 (63.7%)	52 (0.8%)	6,742 (100.0%)

3 対象年齢別件数の年次推移(5年間)

- 乳幼児が、合計2,811件で、全体の半数近く(41.7%)を占めています。

(件)

	乳児 (0才児)	幼児	小学生	中学生	中学卒業 以上	計
29年度	301	1,545	1,410	588	346	4,190
30年度	426	1,844	1,832	781	465	5,348
元年度	440	2,316	2,380	974	594	6,704
2年度	457	2,138	2,094	988	554	6,231
3年度	461 (6.8%)	2,350 (34.9%)	2,226 (33.0%)	1,072 (15.9%)	633 (9.4%)	6,742 (100.0%)

4 経路別件数の年次推移(5年間)

・引き続き警察からの通告が最も多く、全体の半数近く(41.2%)を占めています。

(件)

	家族 親戚	近隣 知人	子ども 本人	福祉事務所 町村役場	児童委員	保健機関	医療機関
29年度	575	627	31	272	6	12	87
30年度	633	828	45	334	13	35	106
元年度	804	964	60	408	7	12	112
2年度	915	816	102	373	12	30	125
3年度	1,017 (15.1%)	986 (14.6%)	154 (2.3%)	405 (6.0%)	8 (0.1%)	15 (0.2%)	177 (2.6%)

児童福祉 施設	認定 こども園	警察	学校等	他の児童 相談所	その他	計
67	0	1,774	424	254	61	4,190
57	3	2,400	559	258	77	5,348
87	2	3,032	681	430	105	6,704
71	6	2,643	676	375	87	6,231
62 (0.9%)	0 (0.0%)	2,776 (41.2%)	626 (9.3%)	400 (5.9%)	116 (1.7%)	6,742 (100.0%)

<参考1>

県所管市町村児童家庭相談窓口の虐待相談受付件数(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)

(件)

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待	性的虐待	計
2年度	691	1,058	1,258	10	3,017
3年度	636 (23.8%)	822 (30.8%)	1,194 (44.7%)	17 (0.6%)	2,669 (100.0%)

<参考2>

5縣市別虐待相談受付件数

(件)

	県所管	横浜市 (※)	川崎市	相模原市	横須賀市
2年度	6,231	8,853	3,733	1,596	636
3年度	6,742	7,659	4,030	1,896	790

※横浜市は、虐待相談対応件数。